

## 汚水排出量認定基準による家事用料金算定表(地下水使用に伴う)

区分	汚水算出量の認定基準		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
トイレ・フロ以外	1戸1人まで	3.5 m <sup>3</sup>	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
	5人まで1人増すごと	1.5 m <sup>3</sup>		1.5	3.0	4.5	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
	6人以上1人増すごと	0.5 m <sup>3</sup>						0.5	1.0	1.5	2.0	2.5
フロ	浴槽1つ1人まで	3.5 m <sup>3</sup>	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
	2人以上1人増すごと	0.5 m <sup>3</sup>		0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5
トイレ	1戸1人につき	1.0 m <sup>3</sup>	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0
<b>認定水量</b>	基本水量 8m <sup>3</sup>		<b>8</b>	<b>11</b>	<b>14</b>	<b>17</b>	<b>20</b>	<b>22</b>	<b>24</b>	<b>26</b>	<b>28</b>	<b>30</b>
<b>使用料金</b>	基本使用料 1,447円・超過使用料1m <sup>3</sup> につき194円		<b>1,447 円</b>	<b>2,029 円</b>	<b>2,611 円</b>	<b>3,193 円</b>	<b>3,775 円</b>	<b>4,163 円</b>	<b>4,551 円</b>	<b>4,939 円</b>	<b>5,327 円</b>	<b>5,715 円</b>

個別排水処理施設使用料は、地下水をご使用の場合、使用人数によって認定水量が決まります。

使用人数が変更になった場合は、上下水道課業務係に連絡して下さい。

○深川市下水道条例施行規則 第17条の別表1より

適用

- 1 浴槽が複数あるとき、2つ目以降の浴槽は1つにつき3立方メートルを加算する。ただし、家事用において家族数を超える浴槽は算定の対象としない。
- 2 汚水排出量は用途ごとに算定するものとし、その算定額が1立方メートル未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

担当・問合せ： 深川市建設水道部上下水道課業務係  
 電話 0164-26-2365 (直通)  
 FAX 0164-22-2460